

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組み等を実施しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が長期収載品を希望した場合には、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として患者様の自己負担となる仕組みが導入されています。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。それにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

※長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置き換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。